

# 河内長野市分別収集計画

(第9期)



令和元年6月

河内長野市

# 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7
《特記事項》	8

## 1 計画策定の意義

河内長野市では、平成28年度を初年度とする新たな第5次総合計画において、都市の将来像を「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」とし、その基本目標の一つである「『潤い・快適・活力』のにぎわいのまち」の中で、分野別政策の一つとして「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」を位置づけている。ここでは、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化・資源化をはじめ自然エネルギーの導入、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の浸透などを図ることおよび、ごみの不法投棄防止などの環境美化や公害の防止など、生活環境の向上を図ることとしている。また、平成28年3月に中間見直しを行った一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）では、市民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、各々の役割と協働の基にそれぞれの立場で、環境に配慮した具体的な行動を起こしていくこととしている。

本市から発生するごみは、近隣6市町村で構成される南河内環境事業組合で広域的に処理を行っているが、人口の増加等によるごみ排出量の急増に伴い、同組合の清掃工場の処理能力が限界に達し危機的な状況となったため、家庭系ごみのシール制をはじめ、各種ごみ減量化・資源化施策を実施した。

平成12年4月から第2清掃工場が稼働し、ごみ処理の危機的な状況は回避されたが、循環型社会の構築に向けた取り組みが必要不可欠であるとの認識のもとで、容器包装廃棄物の分別収集を実施するとともに、各種の施策に取り組んでいる。

このような背景において、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」第8条に基づき、ごみの中で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、今後も引き続き、ごみの減量化と再生利用を図ることおよび最終処分量を削減することを目的として、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確にするとともに、具体的な取り組み方針を示したものである。

今後は、本計画を円滑に推進することにより、ごみの発生抑制、資源の有効活用を一層促進し、最適な循環型社会の形成を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向性を以下に示す。

- (1) 市民の理解と協力のもと、ごみの減量化・資源化をはじめ、自然エネルギーの導入、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の浸透などを図り、環境負荷の少ない「先進循環型都市」を目指す。
- (2) 少子高齢化や核家族化及び人口減少が進むことを考慮した時代のニーズに対応できる廃棄物処理行政を進める。
- (3) 市民・事業者・行政の3者がこれまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、各々の役割と協働の基にそれぞれの立場で3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に努める。
- (4) 市民や事業者との協働的な取り組みを推進していくとともに、多様な排出機会や情報提供などの充実により、資源化の推進や分別意識の高揚を図る。

## 3 計画期間

本計画は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
容器包装廃棄物	6,692 t	6,617 t	6,542t	6,468t	6,394t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては市民、事業者、再生資源事業者、行政等がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図りながら各種事業を進めるものとする。

### (1) 発生抑制と資源化の推進

- ① 家庭系ごみ及び事業系ごみのシール制の継続による、ごみの排出抑制を推進するとともに、資源の回収体制の充実を図る。
- ② 広報、ホームページ、アプリ等により、ごみに対する無関心層をはじめとした市民の分別意識の向上を図るために啓発を充実させ、もえるごみに相当量含まれている資源化物の分別徹底を促進する。
- ③ 環境美化及び地域コミュニティの育成を推進し、資源化の推進、資源の有効活用の意識向上を目的として、自治会等による資源集団回収助成制度を継続する。
- ④ スーパーなどにおける拠点回収（ペットボトルやトレイ等）の促進を継続する。

### (2) 環境啓発、環境教育、情報提供の推進

- ① 簡易包装の推進、計画的な購入の促進、マイバック運動の推進等を図っている店舗や、環境に配慮した事業を展開している事業所についてPRを行い、ごみ減量化についての意識啓発に取り組む。
- ② 企業等と協力した啓発活動の実施や各種イベント等とコラボした企画への参画、まちづくり出前講座の継続など、あらゆる機会を活用し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発に取り組む。
- ③ ごみに関する社会科副読本の配布や、清掃工場及びリサイクル施設の見学会等を通じて環境教育を実施する。
- ④ ごみの適正排出を促すための情報を提供するアプリを導入し、また、ごみ減量化について市民が知りたい項目など、広報紙、回覧板、市のホームページ等での情報提供に努める。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

本市から発生する一般廃棄物を処理する南河内環境事業組合第2清掃工場の運営状況及び中間処理施設の機能を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、収集に係る分別の区分を下表中欄のように、また、排出の基準を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	排出の基準
主として鋼製の容器包装	缶、びん 段ボール 飲料用紙パック	水洗いをして、排出する
主としてアルミニウム製の容器包装		
主としてガラス製の容器で、無色のガラス製の容器		水洗いをし、蓋をはずして、排出する
主としてガラス製の容器で、茶色のガラス製の容器		
主としてガラス製の容器で、その他のガラス製の容器		
主として段ボール製の容器包装		折り畳んで排出する
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		切り開いて水洗いをし、乾かして、排出する
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	水洗いをし、ラベル・蓋をはずして、排出する
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製 容器包装	異物を取り除き水洗いをし、排出する

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び  
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)**

年 度	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	
	分別収集適合物									
主としてスチール製の容器	136t		134t		132t		130t		128t	
主としてアルミ製の容器	112t		110t		109t		107t		105t	
無色のガラス製容器	(合計) 114t		(合計) 113t		(合計) 111t		(合計) 109t		(合計) 107t	
	引渡 量 0t	独自 処理 量 114t	引渡 量 0t	独自 処理 量 113t	引渡 量 0t	独自 処理 量 111t	引渡 量 0t	独自 処理 量 109t	引渡 量 0t	独自 処理 量 107t
茶色のガラス製容器	(合計) 106t		(合計) 105t		(合計) 103t		(合計) 102t		(合計) 100t	
	引渡 量 0t	独自 処理 量 106t	引渡 量 0t	独自 処理 量 105t	引渡 量 0t	独自 処理 量 103t	引渡 量 0t	独自 処理 量 102t	引渡 量 0t	独自 処理 量 100t
その他のガラス製容器	(合計) 435t		(合計) 429t		(合計) 423t		(合計) 415t		(合計) 409t	
	引渡 量 317t	独自 処理 量 118t	引渡 量 312t	独自 処理 量 117t	引渡 量 308t	独自 処理 量 115t	引渡 量 302t	独自 処理 量 113t	引渡 量 298t	独自 処理 量 111t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7t									
主として段ボール製の容器	897t		884t		871t		856t		842t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	引渡 量 0t	独自 処理 量 0t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 204t		(合計) 202t		(合計) 198t		(合計) 195t		(合計) 192t	
	引渡 量 204t	独自 処理 量 0t	引渡 量 202t	独自 処理 量 0t	引渡 量 198t	独自 処理 量 0t	引渡 量 195t	独自 処理 量 0t	引渡 量 192t	独自 処理 量 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 668t		(合計) 659t		(合計) 649t		(合計) 638t		(合計) 628t	
	引渡 量 668t	独自 処理 量 0t	引渡 量 659t	独自 処理 量 0t	引渡 量 649t	独自 処理 量 0t	引渡 量 638t	独自 処理 量 0t	引渡 量 628t	独自 処理 量 0t
(うち 白色トレイ)	(合計) 0t									
	引渡 量 0t	独自 処理 量 0t								

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量  
及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

過去（平成30年度）の収集実績量から原単位（g/人日）を算出し、それに人口推計値と日数を乗じて算出した。

各年度の人口（見込み）は下表の数値を用いた。（各年度末推定人口）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	102,395人	100,973人	99,445人	97,772人	96,209人

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会、市民団体等による集団回収が進んでいる段ボールについては、行政回収とあわせて、引き続きこれらの団体が実施する集団回収を支援することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール	缶、びん 段ボール 飲料用紙パック	ごみステーションからの収集運搬については、委託業者において行う	民間の中間処理施設で選別、保管等を行う
	アルミ			
ガラス びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	段ボール			
	飲料用紙パック			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール、アルミ）、びん（無色、茶色、その他）、紙類（ダンボール、飲料用紙パック）、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、費用対効果及び地域のリサイクル産業の育成等を勘案し、容器包装リサイクル法に定められた分別基準を満たす民間の中間処理施設において選別、圧縮、保管等を行う。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶、びん 段ボール 飲料用紙パック	袋	ダンプ車 ・ パッカー車	民間の選別保管施設
アルミ				
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス		縛る		
段ボール				
飲料用紙パック	ペットボトル	袋	パッカー車	
ペットボトル				
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋		

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものにするため、以下の取り組みを進める。

- (1) 容器包装廃棄物の排出段階で分別の区分と分別の基準に従い、適正に排出されるよう市民、事業者に対し周知徹底を行う。
- (2) 自治会等による集団回収実施団体への助成制度を継続して実施する。
- (3) 事業者が行う資源の自主的な回収等を促進する。
- (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

## 《特記事項》

### 1. 分別収集の特徴

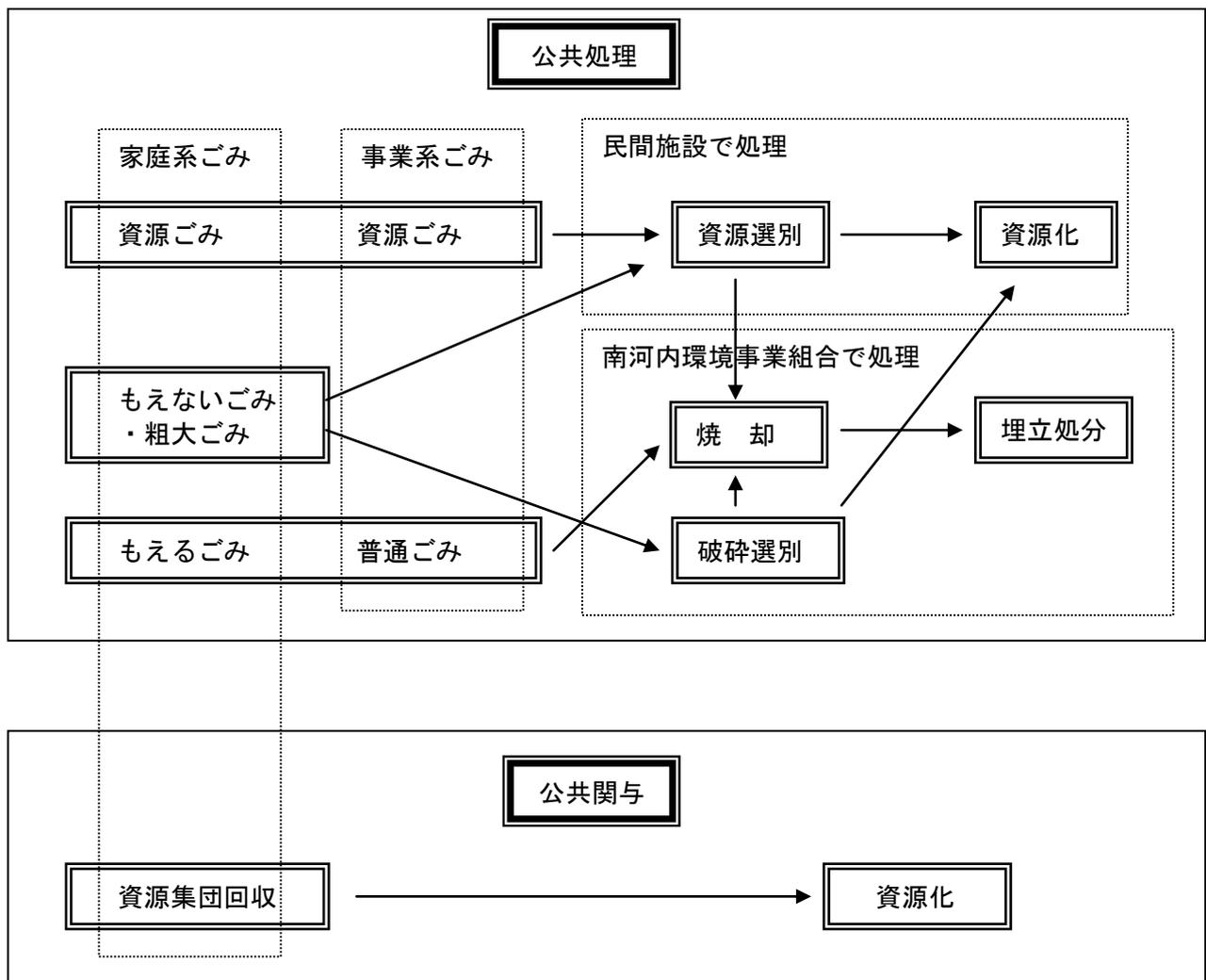
本市におけるごみ処理フローを下図に示す。本市では下図に示すように家庭系ごみについては、「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」「資源ごみ」の3種分別収集を実施するとともに「もえるごみ」及び「もえないごみ・粗大ごみ」はシール制を実施し、排出抑制を図っている。

また、事業系ごみについても、「普通ごみ」「資源ごみ」の2種分別収集とシール制を実施し、排出抑制と処理責任の明確化を図っている。

「もえないごみ・粗大ごみ」のうち一部金属類は、本市の施設（資源選別作業所）で選別等を行い資源化し、その他のごみは、一部事務組合（南河内環境事業組合）で中間処理（焼却、破碎、鉄類回収及び資源化）及び最終処分をしている。

現在、「資源ごみ」として収集している容器包装廃棄物は、缶類、びん類、段ボール、飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装であり、市民の理解と協力も得られているところである。

## 本市のごみ処理フロー



2. 第5項「各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」について（P. 2参照）

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、平成30年度の収集量実績に「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」「事業系ごみ」に含まれていると予測される容器包装廃棄物の量を加えて算出した。

「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」「事業系ごみ」に含まれていると予測される容器包装廃棄物の量については、平成21年度に実施した組成分析の組成割合を用いて予測している。

また、資源集団回収による容器包装廃棄物の量については、市が助成金を交付し関与していることから当該排出量に含めている。